

奈良県告示第三号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

平成二十一年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 主催者の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三―一―二五

二 会場の運営及び窓口となる事務所の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一―三―一

三 講習日程及び講習科目

1 日程

第一日	平成二十一年八月十日
第二日	平成二十一年八月十七日
第三日	平成二十一年八月二十四日

2 科目

公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

四 講習会場

大和高田市幸町二―三三

財団法人奈良県広域地場産業振興センター

五 講習予定人員 百三十人

六 講習料 一万八千円